

後期高齢者医療制度のお知らせ

📞 保険年金課 ☎050(3381)5039 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930



● 被保険者証(保険証)の更新

8月から被保険者証(保険証)が新しくなります



現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までとなります。新しい保険証を7月中旬に郵送しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限の過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、保険年金課（または各支所）までお返しください。

※保険料の納付が滞っている人には、有効期間の短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

● 平成28年度における保険料の軽減措置

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じて次に掲げる割合のとおり **保険料の軽減措置が継続されます。**

■ 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	本来の軽減割合	軽減割合
33万円以下の場合	7割	8.5割
※うち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の世帯	7割	9割
33万円+(26.5万円×被保険者数)以下の場合	5割	5割
33万円+(48万円×被保険者数)以下の場合	2割	2割

● 限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口提示していただくことで、受診時の窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までとなります。また、食事代が減額されます。

■ 認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)

■ 既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までとなります。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中旬に郵送します。

※「区分Ⅱ」の認定証を持っている人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事代が減額されます。(再度、申請が必要であり、適用は入院91日目からとなります。)

■ 認定証の交付を受けるには

保険年金課(または各支所)で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの

保険証、印かん、
届出者の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード、免許証など)

■ 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減割合
58万円以下の場合(年金収入で211万円まで)	5割

■ 被扶養者であった人の軽減

この制度加入前日まで会社などの健康保険(国民健康保険は除く)の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,600円になります

※これらの軽減措置について、あらためて手続きの必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますのでお早めにご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

平成28年度 南島原市職員採用試験

📞 人事課 ☎050(3381)5021 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2

【募集要項】

- 受付期間…7月8日(金)～8月18日(木)
- 試験日…9月18日(日)

📋 試験案内・申込書は、人事課および各支所、市民サービス課で交付します。申込書を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。



地方の時代 南島原市を支える
新しい“チカラ”が必要です

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 行政(大卒程度)…若干名
昭和61年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた人
- 一般事務(高卒程度)…若干名
平成3年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた人
学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)もしくはこれと同等と認める大学校等を卒業した人または平成29年3月までに卒業見込みの人を除く。
- 保健師(大卒程度)…若干名
昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または平成29年3月31日までに保健師の資格を取得する見込みの人
- 土木(高卒程度)…若干名
昭和61年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた人
- 学芸員(大卒程度)…若干名
昭和56年4月2日以降に生まれた人で、次の要件にすべて該当する人
①博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する人または平成29年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人
②大学または大学院において主として考古学またはこれに準ずる課程を専攻した人

どなたでも
参加OK!

市政懇談会を開催

📞 秘書広報課 ☎050(3381)5001

あなたの **声** を市政に。 「住み続けたいまち」
「住んでみたいまち」へ

期 日	開 催 場 所
7月25日(月)	深江公民館 (深江・布津地区)
7月26日(火)	西有家総合学習センターカムス (有家・西有家地区)
7月27日(水)	北有馬ピロティー文化センター日野江 (北有馬・南有馬地区)
7月29日(金)	加津佐青年・婦人会館 (口之津・加津佐地区)

● 時 間／午後7時30分～9時00分*各会場共通

- 普段、市政について思っていること、提案したいことなど、小さなことでもOK!
- 若い人の声も待っています!
- お気軽にご参加ください!

※どの日程にも自由に参加できます。

